

砂川市選挙管理委員会告示 第12号

衆議院議員総選挙におけるポスター掲示場について

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第4項の規定により、ポスター掲示場を別紙のとおり設置する。

記

令和6年10月9日

砂川市選挙管理委員会委員長 千葉 美由紀